平成２１年（フ）第７９号
長野県伊那市西春近10719番地４
債務者　杉山　慶子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２１年（フ）第８０号
長野県伊那市坂下3337番地
債務者　岡田　　茂
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２１年（フ）第８１号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪9204番地エールマンション206
債務者　平石　竜也
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２０年（フ）第５２８号
岐阜県本巣郡北方町芝原西町１丁目31番地の４
債務者　髙橋　博子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第３５２号
岐阜県各務原市那加琴が丘町１丁目45番地
債務者　堀江　夕子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第５１４号
岐阜県関市北天神３－２－６　302号　杉村由己方、住民票上の住所岐阜市日野南２丁目４番３号
債務者　中村　豊滿
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第５１５号
岐阜県関市北天神３－２－６　302号　杉村由己方、住民票上の住所岐阜市日野南２丁目４番３号
債務者　中村　昌子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第５５０号
岐阜県山県市高富780番地７
債務者　三島　克美
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第５５１号
岐阜県山県市高富780番地７
債務者　三島　瑞枝
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第５６０号
岐阜県羽島市正木町曲利1138番地　山本アパート３号室
債務者　菅野　良憲
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第２１８号
兵庫県宝塚市美幸町８番22号
債務者　比嘉　　博
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第２１９号
兵庫県宝塚市美幸町８番22号
債務者　比嘉　弓子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第３２１号
兵庫県宝塚市川面５丁目２番８－304号
債務者　原田千香子（旧姓丸岡）
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第３４２号
兵庫県川西市栄根２丁目10番４－201号
債務者　西村　敬子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第２９８号
山口県下関市竹崎町１丁目11番３号
債務者　近藤　睦美
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第３０８号
山口県下関市細江町２丁目１番１－603号　第１ハイツ
債務者　藤井　智道
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第３１７号
山口県下関市王司上町１丁目５番１－403号　県営住宅１棟
債務者　迫田　弘明
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
山口地方裁判所下関支部破産係